

議員提出議案第2号

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成25年12月19日

提出者	須賀川市議会議員	鈴木正勝
賛成者	同	広瀬吉彦
同	同	生田目進
同	同	大越彰
同	同	大倉雅志

須賀川市議会議長 市村喜雄様

## 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 41 年須賀川市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬月額を支給に当たっては、第 2 条の規定にかかわらず、議員報酬月額から、議員報酬月額に 100 分の 10 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

### 附 則

この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。